

(推進体制の整備)

第7条 県は、県民、事業者及び市町村と連携し、及び協力して、受動喫煙の防止に関する普及啓発その他の必要な施策を推進するための体制を整備するものとする。

【趣旨】

本条の規定は、本条例による受動喫煙防止対策を実効のあるものとするためには、まずは、普及啓発活動を重点的に行うことによって、受動喫煙防止対策の必要性について正しく理解してもらうことが重要であることにかんがみ、県に対し、その普及啓発を重点的に行うための推進体制を整備することを義務付けるものである。

【解説】

本条例による規制の円滑導入及び実施という観点からは、受動喫煙の防止に関する普及啓発を図るための場として、行政と県民・事業者がそれぞれの立場から議論を行い、意見を表明する場を設けることが重要となる。

このため、県の責務については、前条において包括的に規定しているところであるが、その中でも推進体制の整備については、その重要性にかんがみ、本条において明確に規定することとしたものである。